健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百五十条の九の厚生労働省令で定める者） **第百五十五条の九**　法第百五十条の九の厚生労働省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。 **第百五十五条の十～第百五十五条の十二**　（略） （法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百五十六条の二**　（略） ２　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略） 十二　法第百五十条の九の規定により厚生労働大臣から法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者（第百五十五条の九に規定する者に限る。）が、当該事務を行う場合	（新設） **第百五十五条の九～第百五十五条の十一**　（略） （法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百五十六条の二**　（略） ２　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略） （新設）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第四十四条の二**　（略） ２　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略） 十二　健康保険法第百五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者（健康保険法施行規則第百五十五条の九に規定する者に限る。）が、当該事務を行う場合	（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第四十四条の二**　（略） ２　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略） （新設）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百十八条の三**　（略） ２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略）	（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百十八条の三**　（略） ２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～十一　（略）